

# 岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱

(令和5年11月17日最終改正 公交第122号都市建築部長通知)

県は、広域バス路線の維持・確保・改善を支援し、もって住みよい地域社会の形成に寄与するため、乗合バス事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

## 第1章 共通事項

(定義)

第1条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助ブロック 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国要綱」という。）別表6に規定する補助ブロックをいう。
- (2) 協議会 岐阜県地域公共交通協議会をいう。
- (3) 地域間幹線系統 国要綱第7条第1項の規定により協議会が定めた地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）に同条第1項第3号の規定により確保・維持が必要として記載された運行系統であって、次に掲げる全てに適合するものをいう。
  - ア 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行（以下「路線定期運行」という。）に係るもの
  - イ 複数の市町村（平成13年3月31日における市町村をいう。次号イ及び第5号イにおいて同じ。）にまたがるもの
  - ウ 第13条第2号に掲げる運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表により算出した平均乗車密度に同号に掲げる運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表により算出した1日当たりの運行回数（以下「運行回数」という。）を乗じて算出した補助対象期間1日当たりの輸送量（以下「輸送量」という。）が15人以上150人以下のもの
  - エ 運行回数（協議会が認めた場合は、平日の運行回数）が3回以上のもの
  - オ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの（以下「広域行政圏の中心市町村等にアクセスするもの」という。）
    - (ア) 国要綱別表5に定める広域行政圏の中心市町村への需要
    - (イ) 県庁所在地への需要
    - (ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる需要以外の需要であって、総合病院等の医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると協議会が認めたものへの需要
- (4) 準地域間幹線系統 次に掲げる全てに適合する運行系統をいう。
  - ア 路線定期運行に係るもの
  - イ 複数の市町村にまたがるもの

- ウ 次のいずれかに該当するもの
  - (ア) 輸送量が5人以上15人未満のもの
  - (イ) 輸送量が15人以上のものであって、輸送量が15人以上となった時から2年以内であるため、地域間幹線系統とならないもの
- エ 広域行政圏の中心市町村等にアクセスするもの
- (5) 連絡系統 次に掲げる全てに適合する運行系統をいう。
  - ア 路線定期運行に係るもの
  - イ 複数の市町村にまたがるもの
  - ウ 輸送量が1人以上15人未満のもの
  - エ バス停留所1か所以上において、次のいずれかの措置が講じられているもの
    - (ア) 地域間幹線系統又は準地域間幹線系統のバス停留所とバス停留所を共有すること。
    - (イ) 地域間幹線系統又は準地域間幹線系統のバス停留所の半径500メートル以内にバス停留所を設置すること。
- (6) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を営業者をいう。
- (7) 幹線利便増進特例 国要綱第6条第2項に規定する補助対象事業の基準の特例により、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 国要綱別表3に定める要件（同表補助対象事業の基準欄ハ②の要件に適合するものに限る。）に適合する系統として地域公共交通計画に記載されたもの
  - イ 国要綱別表3に定める要件（同表補助対象事業の基準欄ハ①の要件に適合するものに限る。）に適合する系統として地域公共交通計画に記載されたもの

## 第2章 広域バス路線支援事業費補助金

（補助対象事業者）

第2条 補助対象事業者は、地域間幹線系統、準地域間幹線系統又は連絡系統のいずれかを運行する乗合バス事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する

- など、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象系統)

第4条 補助対象系統は、地域間幹線系統、準地域間幹線系統又は連絡系統のいずれかであって、補助対象期間にこれらの系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該系統の次条第2項に規定する補助対象経常費用に達していないものとする。ただし、岐阜県市町村バス交通総合化対策費補助金交付要綱第2条第2号に規定する自主運行に係る運行系統を除く。

- 2 補助対象系統の要件成否の決定は、補助対象期間の末日における状態に応じて行うものとする。ただし、補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編（以下「再編等」という。）を行った場合には、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行されているものとして取り扱う。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象経常費用と経常収益との差額（前条第2項に規定する再編等を行った場合は、再編等の前後の運行日数に応じて算出した額の合計額）とする。

- 2 補助対象経常費用の額は、アとイとを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額とする。

ア 地域キロ当たり標準経常費用（乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき計算される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額（第3章に係る経常費用を除く。）をいう。）

地域実績キロ当たり標準経常費用 × (1 + 地域の過去3年間の平均増減率 / 2)

イ 乗合バス事業者キロ当たり経常費用（補助対象事業者の補助対象期間における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用の額（第3章及び第4章に係る経常費用を除く。）をいう。）

- 3 経常収益の額は、補助対象期間における実績額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象系統の区分に応じ、補助対象経費に当該各号に定める補助率を乗じて得た額以内の額とする。

(1) 地域間幹線系統及び準地域間幹線系統 20分の7

(2) 連絡系統 3分の1

- 2 前項の規定にかかわらず、幹線利便増進特例を受ける地域間幹線系統の補助金の額は、前項の規定により算出した額に補助対象系統ごとに5,000千円を加算した額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、規則第6条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

2 規則第6条第2号及び第3号の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

(交付決定通知)

第9条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から30日以内とする。

(補助金の変更交付申請)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加で補助金の交付を受けようとするときは、別記第4号様式による変更交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに提出しなければならない。

(補助金の変更の交付決定等)

第12条 知事は、前条の規定による変更交付申請書を審査し、相当と認める場合は、交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の交付決定を行ったときは、別記第5号様式により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

(2) 別記第6号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る。)

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日までとする。

(額の確定の通知)

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第7号様式により行うものとする。

(補助金の交付時期等)

- 第15条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第8号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(補助金の経理等)

- 第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

- 第17条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(暴力団の排除)

- 第18条 第7条の規定による申請があった場合において、当該申請者が第2条第2項の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第2条第2項の規定に該当することが明らかになったときは、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、前条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

### 第3章 車両減価償却費等補助金

(補助対象事業者)

- 第19条 補助対象事業者は、第2条第1項に規定する者のうち、地域間幹線系統を運行する乗合バス事業者（次条第1号ただし書に規定する車両に係る場合に限り、準地域間幹線系統及び連絡系統を運行する乗合バス事業者を含むことができる。）とする。

(補助対象事業)

- 第20条 補助対象事業は、協議会が定めた地域公共交通計画に取得が必要として記載された車両（第1号ただし書に規定する車両であって、準地域間幹線系統及び連絡系統の運行の用に供するものを除く。）で次の各号のいずれにも該当するもの（新車に限り、国要綱第20条第2項に規定する補助対象事業の基準の特例（以下「車両減価償却費等利便増進特例」という。）を受ける車両を除く。）の取得とする。
- (1) 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、この章による補助金の交付を受けている車両にあつては、減価償却資産の耐用年数

等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）別表第1に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。

(2) 主として地域間幹線系統（前号ただし書に規定する車両に限り、準地域間幹線系統及び連絡系統を含むことができる。）の運行の用に供するもの。ただし、幹線利便増進特例により国要綱別表3に定める要件に適合する運行系統として地域公共交通計画に記載されたものの運行の用に供している車両にあっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第27条の15の規定により国土交通大臣の認定を受けた活性化法第27条の14第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画の期間の満了後においても、前号に規定する耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。

(3) 次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ乗車定員11人以上の車両であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）

(イ) ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）

(ウ) 小型車両（ア及びイの類型に属さない、長さ7メートル以下かつ乗車定員29人以下の車両をいう。）

イ 運行区間の一部に、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第1条第1項第18号に規定する高速道路等（以下「高速道路等」という。）を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって保安基準に適合した定員11人以上の車両（以下「都市間連絡用車両」という。）

(4) ノンステップ型車両にあっては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの。ただし、同要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に知事にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

第20条の2 補助対象事業は、協議会が定めた地域公共交通計画に取得が必要として記載された車両減価償却費等利便増進特例を受ける車両で次の各号のいずれにも該当するもの（新車に限る。）の取得とする。

(1) 補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年1月31日までの間に取得した車両

(2) 主として幹線利便増進特例により国要綱別表3に定める要件に適合する運行系統として地域公共交通計画に記載されたものの運行の用に供するもの

(3) 次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下の車両であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付きの乗車定員11人以上であるものをいう。）

(イ) ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付きの乗車定員11人以上であるものをいう。）

(ウ) 小型車両（ア及びイの類型に属さない、長さ7メートル以下かつ乗車定員11人以上29人以下であるものをいう。）

(エ) プティバス型車両（乗車定員7人以上10人以下かつ原則として地域間幹線系統の途中に乗換拠点を設け、複数の系統に分割したもののうち、乗換拠

点から周辺地域への系統（支線系統）の運行の用に供するものをいう。）

イ 都市間連絡用車両

- (4) ノンステップ型車両にあっては、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの。ただし、同要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に知事にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

（補助対象経費）

第21条 第20条に規定する補助対象事業の補助対象経費は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用（リース車両の場合は、これに相当する額）とする。

- 2 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（地域間幹線系統の運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計額をいう。）は、1両につき次の各号のいずれか少ない方の額を限度とする。

(1) 車両の種別により、次の区分に応じ、次に定める額（それぞれ消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等」という。）を除く。）

- ア ノンステップ型車両 15,000千円
- イ ワンステップ型車両 13,000千円
- ウ 小型車両 12,000千円
- エ 都市間連絡用車両 15,000千円

(2) 実購入費（消費税等を除く。）から備忘価額として1円を控除した額

- 3 補助対象購入車両減価償却費は、耐用年数省令第3条又は第5条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき計算した額のいずれか少ない方の額を限度とする。リース車両についても、同様の取扱いとする。

補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額×当該車両の減価償却率×補助対象期間中に使用した月数／12（月）

- 4 補助対象金融費用は、年2.5%を上限とする。リース車両についても、同様の取扱いとする。
- 5 特別償却制度の適用を受ける場合にあつては、第3項の規定により計算した限度額に特別償却額を加えることができる。

第21条の2 第20条の2に規定する補助対象事業の補助対象経費は、補助対象購入車両費とする。

- 2 補助対象購入車両費の額（幹線利便増進特例により国要綱別表3に定める要件に適合する運行系統として地域公共交通計画に記載されたものの運行に必要な車両本体及び附属品の価格の合計額をいう。）は、1両につき次の各号のいずれか少ない方の額を限度とする。

(1) 車両の種別により、次の区分に応じ、次に定める額（それぞれ消費税等を除く。）

- ア ノンステップ型車両 15,000千円
- イ ワンステップ型車両 13,000千円
- ウ 小型車両 12,000千円
- エ 都市間連絡用車両 15,000千円
- オ プティバス車両 5,000千円

(2) 実購入費（消費税等を除く。）から備忘価額として1円を控除した額

(補助金の額)

第22条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第23条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。ただし、当該添付書類について、この要綱に規定する他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、これを省略することができる。

(準用)

第24条 第2条第2項、第3条及び第8条から第18条までの規定は、この章の補助金について準用する。この場合において、第2条第2項中「前項」とあるのは「第19条」と、第3条中「9月30日を末日とする1年間」とあるのは「9月30日を末日とする1年間（車両減価償却費等利便増進特例を受ける場合にあっては、初日から翌年1月末日までの間）」と、第11条中「11月20日」とあるのは「11月20日（車両減価償却費等利便増進特例を受ける場合にあっては、2月10日）」と、第12条第1項中「前条」とあるのは「第24条において読み替えて準用する前条」と、第13条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「補助対象経費の根拠となる書類」と、第18条第1項及び第2項中「第2条第2項」とあるのは「第24条において読み替えて準用する第2条第2項」と、同条第1項中「第7条」とあるのは「第23条」と、同条第2項及び第3項中「前条」とあるのは「第24条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第4章 バス運転手確保支援事業費補助金

(補助対象事業者)

第25条 補助対象事業者は、第2条第1項に規定する者のうち、次に掲げる要件を全て満たす乗合バス事業者とする。

(1) 県内に営業所を有する者であること。

(2) 補助対象期間における乗合バス事業の経常費用が経常収益を上回っている者であること。

(補助対象事業)

第26条 補助対象事業は、補助対象事業者が、乗合バス事業の運転手の業務に従事する従業員を確保するため、従業員に当該業務に必要な大型第二種免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項の大型第二種免許をいう。以下同じ。）を新たに取得させる事業とする。

(補助対象経費)

第27条 補助対象経費は、前条の補助対象事業に要する費用のうち、次の各号のいずれかに該当する費用で知事が認めるものとする。

(1) 従業員が第3条に規定する補助対象期間に大型第二種免許を取得した場合の当該取得に直接要する費用であって、補助対象事業者が負担するもの

(2) 従業員が令和元年10月1日から第3条に規定する補助対象期間の末日までの間に大型第二種免許を取得した場合の当該取得に直接要した費用であって、補助対象

## 事業者が複数年にわたって負担するもの

### (補助金の額)

第28条 補助金の額は、前条各号に規定する期間に大型第二種免許を取得し、かつ、補助対象期間の末日において現に乗合バス事業の運転手の業務に従事している従業員1人につき、補助対象経費（前条第2号に掲げる費用にあつては、補助対象期間に負担したものに限る。）に2分の1を乗じて得た額（当該額が25万円を超える場合にあつては、25万円。ただし、過去に同一の従業員に係る前条第2号に掲げる費用に対し補助金の交付を受けている場合の当該補助金の合計額は、25万円を超えないものとする。）以内の額とする。

2 補助金の交付の対象となる従業員の数は、次の各号のいずれか少ない数以内の数とする。

- (1) 前条各号に規定する期間に大型第二種免許を取得し、かつ、補助対象期間の末日において現に乗合バス事業の運転手の業務に従事している従業員の数
- (2) 平成31年3月31日における従業員（同日において乗合バス事業の運転手の業務に従事し、かつ、平成31年4月1日から補助対象期間の末日までの間に定年以外の理由により退職した者に限る。）の数から、過去にこの章に規定する補助金の交付の対象となった従業員（前条第2号に該当する従業員を除く。）の数を控除して得た数

### (補助金の交付申請)

第29条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第9号様式（第27条第2号に掲げる費用に係る補助金にあつては、「別記第9号の2様式」）による申請書に補助対象経費の根拠となる書類を添えて、これを補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第30条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて大型第二種免許の取得をした従業員を当該取得後5年間、継続して雇用し、乗合バス事業の運転手の業務に従事させなければならない。

### (補助金の交付の決定及び額の確定)

第31条 知事は、第29条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記第17号様式による補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨通知する。

### (準用)

第32条 第2条第2項、第3条、第15条第1項本文、同条第2項及び第16条から第18条までの規定は、この章の補助金について準用する。この場合において、第2条第2項中「前項」とあるのは「第25条」と、第15条第1項本文中「規則第14条の規定による補助金の額の確定」とあるのは「第31条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定」と、第15条第2項中「別記第8号様式」とあるのは「別記第18号様式」と、第18条第1項及び第2項中「第2条第2項」とあるのは「第32条において読み替えて準用する第2条第2項」と、同条第1項中「第7条」とあるのは「第29条」と、同条第2項中「規則第5条の規定による交付の決定」とあるのは「第31条の規定による交付の決定及び額の確定」と、同項及び同条第3項中「前条」とあるのは「第3

2条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(その他)

第33条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年度から適用する。ただし、平成12年10月1日から平成13年3月31日までの補助対象期間に係る「第2種生活路線維持費補助金」、「第3種生活路線運行費補助金」については、「岐阜県地方バス路線維持費補助金交付要綱」に基づいて補助するものとする。

(令和5年度分の予算に係る広域バス路線支援事業費補助金の特例)

2 令和元年度分の予算に係る広域バス路線支援事業費補助金の交付の対象であった運行系統について令和5年度分の予算に係る同補助金の交付を受けようとする場合における第1条第3号ウの規定の適用については、同号ウ中「輸送量( )とあるのは、「輸送量(当該輸送量が平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(以下この項において「令和元年度算定表」という。)により算出した平均乗車密度に令和元年度算定表により算出した1日当たりの運行回数(以下「令和元年度運行回数」という。)を乗じて算出した1日当たりの輸送量(以下この項において「令和元年度輸送量」という。)より少ない場合にあっては、令和元年度輸送量。」とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外の要因で、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表により算出した1日当たりの運行回数が、令和元年度算定表により算出した1日当たりの運行回数より著しく減少している場合は、この限りでない。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成14年度分の予算に係る補助金から適用し、平成13年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成15年度分の予算に係る補助金から適用し、平成14年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成16年度分の予算に係る補助金から適用し、平成15年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成17年度分の予算に係る補助金から適用し、平成16年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成18年

度分の予算に係る補助金から適用し、平成17年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用し、平成18年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用し、平成19年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用し、平成21年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成23年度から適用する。ただし、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの補助対象期間に係る生活交通路線維持確保3カ年計画で承認されたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用し、平成23年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用し、平成24年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用し、平成24年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用し、平成25年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県バス運行対策費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用し、平成26年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用し、平成27年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用し、平成28年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

第1条 この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

(交通空白地系統に係る経過措置)

第2条 第1条第6号、第2条第1項(交通空白地系統に係る補助に関する規定に限る。)、第4条第1項(交通空白地系統に補助に関する規定に限る。)、第6条第2号、第12条及び第13条第2号については、平成30年度分の予算から平成31年度分の予算までに係る補助対象事業に限り適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和4年度分の予算に係る補助金に係る第1条、第20条、第20条の2、第21条の2の規定の適用については、これらの規定中「第7条第1項」とあるのは「第7条第2項」と、「地域公共交通計画」とあるのは「地域間幹線系統確保維持計画」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和5年度分の予算に係る補助金に係る第1条、第20条、第20条の2、第21条の2の規定の適用については、これらの規定中「地域公共交通計画」とあるのは「地域間幹線系統確保維持計画」とする。